

国民健康保険税のお知らせ

市は、平成22年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に郵送します。
 なお、今年度から国民健康保険税の税率などが変わりました。

(1) 税率などが次のとおり変わります

区分	◎医療給付費分		◎介護納付金分		◎後期高齢者支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
①所得割	9.0%→8.8% に改正	世帯の所得（平成21年分）×8.8%	2.5%	40歳以上65歳未満の方の所得（平成21年分）×2.5%	1.8%	世帯の所得（平成21年分）×1.8%
②均等割	2万7,000円→ 2万6,000円に改正	世帯の加入者数×2万6,000円	5,200円	40歳以上65歳未満の方の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
③平等割	2万9,000円→ 2万8,000円に改正	1世帯あたりの定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方がいる1世帯あたりの定額	4,000円	1世帯あたりの定額
合計	①+②+③ 1年間の医療給付費分		①+②+③ 1年間の介護納付金分		①+②+③ 1年間の後期高齢者支援金等分	
	限度額	45万円→48万円に改正	限度額	10万円	限度額	12万円→13万円に改正

- 国民健康保険税（年額）は、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金等分の合計額です。
- 所得割を計算する所得は、各加入者の所得から、33万円を差し引いた金額の合計です。

(2) 国民健康保険税の納め方

国民健康保険税は、納付書または口座振替による納付（普通徴収）または年金からの天引き（特別徴収）で納めていただきます。

すでに年金から天引きされている世帯	☆これからも年金からお支払いいただきます。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
まだ年金から天引きされていない世帯	①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国保被保険者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 ☆納付書または口座振替で納めていただきます。 ⑥4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①～⑤に該当しない場合 ☆9月末納期（第4期）分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月（偶数月）に支給される年金から天引きが始まります。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
上記以外の世帯（4月2日以降に国民健康保険に加入した世帯など）	☆年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

◎保険税の特別徴収の額について

<既に特別徴収となっている場合>

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度税額が決定する前は、仮算定された税額（前年度2月と同額）を徴収します。			税額決定後、年間の保険税から仮徴収分を差し引いた額を徴収します。		

<年度途中から特別徴収を開始する場合（10月から開始の例）>

普通徴収				特別徴収（本徴収）		
1期（6月）	2期（7月）	3期（8月）	4期（9月）	10月	12月	2月
年間保険税額のおおむね半額を4回に分けて従前どおり、納付書または口座振替で徴収します。				残りの半額を年金から徴収します。		

問い合わせ 国保・医療給付グループ (☎85) 1771